

○留学生支援

- ・ 本学では令和5年4月に国際交流推進センターを設置し、海外学術機関との交流、外国人研究者・学生等の受入を推進する体制を整えています。
- ・ 本学に在籍する外国人留学生が安心して充実した留学生活を送ることができるよう、借上宿舎等の費用の一部を支援している他、旭川医科大学基金では、留学生に対して奨学資金の援助を行う支援事業を行っています。
- ・ 学部学生及び大学院生で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者は、授業料の全額又は一部が免除される場合があります。

○障害のある学生への支援

- ・ 本学では、「国立大学法人旭川医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表示があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供しなければならないと定めています。
- ・ 学生からの相談や支援要請については、障害学生に関わる教職員から成る「障害学生支援グループ」が対応し、当該学生と確認し合いながら支援内容等を検討します。
- ・ 施設・設備としては、講義室内に車椅子用座席を設置している他、玄関及び廊下等のスロープ、身障者用のトイレ、エレベーター、駐車スペース等を整備しています。